◇資料◇

『1804年ナポレオン民法典』(3)

中 村 義 孝*(訳)

第3編 用益権,使用権および居住権(De L'Usufruit, de l'Usage et de l'Habitation)

第1章 用益権 (De l'Usufruit)

第578条 用益権とは、他人が所有権をもっている物を自己が所有者として使用する権利である。

但し、その実体を維持するすることを条件とする。

- 第579条 用益権は、法律によってまたは人の意思のよって設定される。
- 第580条 用益権は、無条件にまたは一定の期間を限ってまたは条件付きで設定することができる。
- 第581条 用益権は、すべての種類の動産または不動産について設定することができる。

第1節 用益権者の権利 (Des Droits de l'usufruitier)

- 第582条 用益権者は、その対象が産出することができる天然果実、生産果実、民事果実などのすべての種類の果実を享有する権利をもつ。
- 第583条 天然果実とは、土地から自然に発生する果実である。動物からの産物および増殖もまた天然果実である
- 第584条 民事果実とは、家屋の家賃、支払期限のきた金銭の利息、年金の支給額 である。

農地賃貸借の賃料もまた民事果実の類に分類される。

第585条 用益権を得たときに根または枝がつながっている天然果実および生産果 実は、用益権者に属する。

^{*} なかむら・よしたか 立命館大学名誉教授

用益権の終わりのときに鎌を入れていない天然果実および生産果実は、所有者に属する。但し、双方の者は耕作および種子について償還を求めることはできない。用益権の始期または終期に地代現物納の小作人(colon partiaire)が得ることができた果実の一部についてはこの限りでない。

- 第586条 民事果実は、日ごとに得られるものとみなされ、用益権の期間に応じて 用益権者に属する。この規則は、家屋の家賃およびその他の民事果実と同様に 農地賃貸借の賃料に適用される。
- 第587条 用益権が金銭, 穀物, 飲料のような消費することなしには利用できない物を含むときは, 用益権者は, それを利用する権利を有するが用益権の終期にそれと同じ数量 品質および価格または評価額を償還しなければならない。
- 第588条 終身年金 (rente viagère) の用益権は、その用益期間中、いかなる返還の義務もなしに、用益権者に年金の定期支給額を受ける権利を与える。
- 第589条 用益権が布、家具のような直ちに消費するのではないが利用により少しずつ損傷する物を含むときは、用益権者は自己に割り当てられた物を使うために利用する権利を有し、用益権の終期に、詐欺または過失により損傷しなかった限り、それがあるままで返還すればよい。
- 第590条 用益権が裁断された樹を含むときは、用益権者は所有者が認めた修正または慣習に従い、その裁断された樹の種類および量を守らなければならない。 但し、用益期間中に行わなかった若芽、若木または樹林の通常の伐採について用益権者またはその相続人は補償金を支払わなくてよい。

苗床を破損することなく苗床から引き抜くことができる樹は、取り替えについてその場所の慣習に従って用益権者の負担を条件としてだけ用益権の一部となる。

- 第591条 用益権者は、土地の旧所有者が定めた期間と慣習に従って、定期的に伐採した大木について、土地の一定の広さにわたって行われた伐採にせよ、土地のすべてにわたって無差別に行われた一定量の伐採にせよ、その一部を利用することができる。
- 第592条 その他のすべての場合において、用益権者は大木に触ることはできない。 用益権者は、ただ義務がある修復を行うために、事故により根こそぎになりま たは折れた樹木を使用することだけはできる。用益権者は、そのために必要な 場合には、その樹木を切り倒すこともできる。但し、土地所有者にその必要を 確認しなければならない。
- 第593条 用益権者は、森林でブドウ畑のための添木を付けることができるし、毎

年または定期的に樹木から果実を採ることもできる。但し, すべてその地方の 慣例と所有者のしきたりに従わなければならない。

- 第594条 果実のなる枯れた木は、事故により引き抜かれまたは折られたものであっても用益権者に属する。但し、用益権者は別の木と取り替えなければならない。
- 第595条 用益権者は、その権利を自ら享有し、他人に小作地として賃貸し、売却しまたは無償で譲渡することができる。用益権者が小作地として賃貸するときは、賃貸借契約が更新されるべき時期およびその期間について、婚姻契約および配偶者双方の権利の編に定められた妻の財産について夫に対して定められた規則に従わなければならない。
- 第596条 用益権者は、用益権の対象について河岸寄州 [*第556条参照] によって 生じた増加を享有する。
- 第597条 用益権者は、地役権、通行地役権および一般に土地所有者が享有することができるすべての権利を有するし、自身が所有者としてそれを享有する。
- 第598条 用益権者は、用益権が設定されたときに開発した鉱山および採石場を土 地所有者と同一の方法で享有する。但し、用益権者は、権利の移譲なしには行 うことができない開発については、政府の許可を得た後でなければそれを享有 することはできない。

用益権者は、まだ開発されていない鉱山および採石場については、いかなる 権利も有さないし、また開発が始まっていない泥炭地についても、用益期間内 に発見された埋蔵物についてもいかなる権利も有さない。

第599条 土地所有者は、自己の行為により、いかなる方法によっても用益権者の 権利を害することはできない。

用益権者は、自己が行ったと主張する改良に対して、その物の価格が増加したときであっても、用益権の終期にいかなる補償も請求することはできない。

用益権者または相続人は、自己が設置したガラス、絵画およびその他の装飾を持ち去ることができる。但し、その場所をもとの状態に戻さなければならない。

第2節 用益権者の義務 (Des Obligations de l'usufruitier)

第600条 用益権者は、物を原状のままで受け取る。但し、用益権者は、所有者の 面前でまたは所有者を正式に呼び出して、動産の目録および用益権の対象であ る不動産の状況報告書を作成させた後でなければ、用益権を享受することはで きない。

- 第601条 用益権者は、用益権の設定行為によりそのことを免除されていないときは、善良な家父として用益権を享受するという保証を立てる。但し、その子の財産につき適法な用益権をもつ父母、用益権を留保した売り渡し人または贈与者は保証を立てる必要はない。
- 第602条 用益権者が保証を立てないときは、不動産は小作契約に委ねられまたは 係争物寄託として渡される。

用益権に含まれる金額は設定される。

商品は売却され、売却により得られた代価は同様に設定される。

その金銭の利息および小作契約の代価は、この場合、用益権者に属する。

- 第603条 用益権者が保証を立てないときは、所有者は、商品の価格として設定された価格について使用により消滅する動産を売却することを要求できる。その場合は、用益権者は、用益権の期間その利息を享有する。しかも用益権者は、事情により、裁判所に出頭するという宣誓保証(caution juratoire)をして、使用に必要な動産の一部を自分に残すことを裁判所に訴えることができ、裁判所はそれを命じることができる。但し、用益権者は用益権の終わりにその物を返還しなければならない。
- **第604条** 用益権者は、保証を立てるのに遅延しても、用益権設定のときに権利を もっていた果実を奪われることはない。
- 第605条 用益権者は、保全の修理についてだけ責任を負う。

大修理は所有者の責任である。但し、用益権設定のときから保全の修理を行わなかったために起こった大修理はこの限りでない。その場合には、用益権者が責任を負う。

第606条 大修理とは、大きな壁、天井、梁および屋根全体の復旧をいう。

土手, 土止め壁, 囲い全体の復旧もまた大修理である。

その他の修理は、保全の修理である。

- 第607条 所有者も用益権者も老朽化により倒壊した物または偶然の事故により壊れた物の修復について責任を負わない。
- 第608条 用益権者は、用益期間中、租税および慣習によって果実の負担とみなされるその他の分担金など不動産の毎年の負担を支払わなければならない。
- 第609条 用益期間中に所有権に課せられることがある租税負担については、用益 権者および所有者は以下のように分担する。

所有者はその税を支払わなければならず、用益権者は所有者にその利息を支

払わなければならない。

用益権者がその税を前払いしたときは、用益権の終期に元金を返還請求できる。

- 第610条 遺言者が行った終身年金または扶養手当 (pension alimentaire) の遺贈は、用益権の包括受遺者 (légataire universel) がそのすべてを履行しなければならず、用益権の包括名義受遺者 (légataire à titre universel) はその享受した割合で履行しなければならない。但し、それらの受遺者からいかなる返還請求もできない。
- 第611条 特定名義の用益権者は、抵当に入っている不動産の負債を償還する必要 はない。その負債の支払いを強制されたときは、所有者に対して求償すること ができる。但し、生前贈与および遺言についての編の第1020条が定めることは 除く。
- 第612条 包括用益権者または包括名義用益権者は、所有者とともに次のように負債の支払いを分担しなければならない。

用益権の対象である不動産の価格を評価し、その価格の割合で負債の分担金を決める。

用益権者が支払うべき金額の前払いを望むときは、用益権の終期に用益権者 に利息なしに元金が返還される。

用益権者が前払いを望まないときは、所有者はその金額を支払って用益権者に用益期間中の利息を支払わせるかまたは用益権が設定されていた財産の一部を競売までに売却させるかを選択する。

- 第613条 用益権者は、享有についての訴訟の費用および訴訟によって言い渡されるその他の賠償金を支払えばよい。
- 第614条 用益期間中に第三者が不動産になんらかの侵害を犯しまたはその他の方法で所有者の権利を侵害したときは、用益権者は、所有者にそのことを知らせなければならない。知らせなかったときは、用益権者は、用益権者がその侵害を犯したものとして所有者にそれによって引き起こされた損害についてすべての責任を負わなければならない。
- 第615条 一頭の動物だけに用益権が設定されているときに用益権者の過失によらないでその動物が死んだときは、用益権者は別の動物を引き渡す必要はないし、またその評価額を支払う必要もない。
- 第616条 用益権が設定されている家畜の群れが用益権者の過失によらないで災害 または病気によってすべて死んだときは、用益権者は家畜の皮またはその価格

だけを所有者に返せばよい。

家畜の群れの一部が死んだときは、用益権者は家畜が増殖した数に達するまで死んだ家畜の頭数を補わなければならない。

第3節 用益権の終了方法 (Comment l'Usufruit prend fin)

第617条 用益権は次のことにより終了する。

用益権者の自然死または民事死.

用益権が認められていた期間の満了。

用益権者と所有者の二つの資格が同一人に混同または併合したこと.

30年間用益権を行使しなかったこと.

用益権が設定されていた物が完全になくなったこと。

第618条 用益権は、用益権者が用益権の享有期間に不動産に損害を与えまたは修理を行わず不動産を老朽化させた用益権の濫用によっても終了する。

用益権者の債権者はその権利の保全のために異議申し立てに介入することができる。債権者はこうむった損害の賠償および将来のための保証を申し入れることができる。

裁判官は、事情の重大さに応じて、用益権の完全な消滅を言い渡すことができまたは用益権者もしくはその承継人に用益権の終期まで毎年一定の金額を支払うことを条件にして目的物の享有を所有者に戻すことを命じることができる。

- 第619条 個人に認められていない用益権は、30年を超えることはできない。
- 第620条 第三者が一定の年齢に達するまで認められた用益権は、第三者が定められた年齢に達する前に死亡したときでもその期限に至るまで継続する。
- 第621条 用益権の対象である物の売却は、用益権者の権利になんの変化も及ぼさない。用益権者が用益権を正式に放棄しないときは用益権の享受は継続する。
- 第622条 用益権者の債権者は、自己の権利を害する放棄を無効にさせることがで きる。
- 第623条 用益権の対象である物の一部だけが損壊したときは、用益権は残りの部分について維持される。
- 第624条 用益権が建物についてだけ設定されていてその建物が火災その他の事故 により損壊しまたは老朽化によって倒壊したときは、用益権者は地面について も資材についても享有する権利はない。

建物がその一部である土地に用益権が設定されたときは、用益権者は地面も

資材も享有する。

第2章 使用権および居住権 (De l'Usage et de l'Habitation)

- 第625条 使用権および居住権は、用益権と同一の方法で設定され且つ終了する。
- 第626条 用益権の場合と同様,事前の保証を立てずにまた状況報告書および目録 を作成せずに使用権および居住権を享有することはできない。
- 第627条 使用権者および居住権をもっている使用権者は、善良な家父として権利 を行使しなければならない。
- 第628条 使用権および居住権は、それを設定する証書によって取り決められ、その条項に従ってその広さの大小が取り決められる。
- 第629条 証書がそれらの権利の広さについて取り決めていないときは、それらの 権利は以下のように定められる。
- 第630条 不動産の果実の使用権を有する者は、自分に必要なものおよび家族に必要なものについてしかそれを要求することはできない。

不動産の果実の使用権を有する者は、使用権を得た後に生まれた子に必要な ものについてもそれを要求することができる。

- 第631条 使用権を有する者は、他人にその権利を譲渡しまたは賃貸することはできない。
- 第632条 家屋の居住権を有する者は、その権利を取得したときに婚姻していなかったときでも、その家族とともにそこに居住することができる。
- 第633条 居住権は、その権利が認められた者およびその家族の居住のために必要なことに制限される。
- 第634条 居住権は、譲渡することも賃貸することもできない。
- 第635条 使用権者が不動産の果実をすべて使い果たしまたは家屋全部を使用する ときは、使用権者は、用益権者と同様に、耕作の費用、保全の修理費用および 税金の支払い義務を負う。

使用権者が果実の一部だけしか使用しなかったときまたは家屋の一部だけし か使用しなかったときは、使用したものに比例して分担金を支払う。

- 第636条 森林の使用権は特別法により定められる。
- 第4編 地役権または土地使用権 (Des Servitudes ou Services fonciers)
- 第637条 地役権は、他の所有者に属する不動産(héritage)の利用および実利の

ために不動産に課せられる義務である。

- 第638条 地役権は ある不動産が他の不動産よりも優位であることを認めない。
- 第639条 地役権は、土地の自然的な状況から、または法律により課せられる義務 から、または所有者間の取り決めから生じる。
 - 第1章 土地の自然的な状況から生じる地役権(Des Dervitudes qui dérivent de la situation des lieux)
- 第640条 低い位置にある不動産は、高い位置にある不動産から人の手を加えない で流れ出る水を受ける義務がある。

低い位置にある不動産の所有者は、この流れを妨げる堤防を築くことはできない。

高い位置にある不動産の所有者は、低い位置にある不動産の地役権を悪化させることは一切できない。

- 第641条 自己の不動産内に水源をもつ者は、任意にそれを用いることができる。 但し、低い位置にある不動産の所有者が証書によりまたは時効により取得した 権利は除かれる。
- 第642条 前条の場合,低い位置にある不動産の所有者が所有地に水の流れを容易にするために明らかな工事を行いそれが終わったときから30年間中断なくこれを使用しなければ時効を取得できない。
- 第643条 水源の所有者は、市町村、村落または小集落の住民にその人々が必要とする水を供給しているときは、水の流れを変えることはできない。但し、住民がその水の利用を得なかったときまたは時効によって獲得しなかったときは、水源の所有者は鑑定士が決めた補償金を要求することができる。
- 第644条 財産の区別に関する編の第538条が定める国土に付属するとされている土 地以外の流水に沿った土地の所有者は、自己の土地の灌漑のための通行にそれ を利用することができる。

その流水が流れる土地の所有者は、流水が流れる間は、その流水を利用する ことができる。但し、自己の土地から流れる水を通常の流れに戻さなければな らない。

第645条 その水を使うことができる複数の土地所有者の間に訴訟が生じたときは、 裁判所は判決を下して農業の利益とその土地の調整をしなければならない。裁 判所は、すべての場合に、水の流れと水の利用に関する地方の特別な規則を遵 守しなければならない。

- 第646条 すべての土地所有者は、隣接している自己の土地の境界画定を近隣の者 に強制することができる。境界画定は市町村の費用でなされる。
- 第647条 すべての土地所有者は、自己の土地を塀で囲うことができる。但し、第682条が定める例外はこの限りでない。
- 第648条 塀で囲うことを望む土地の所有者は、そこで囲う土地の割合で、家畜の 自由通過権および共同放牧権を失う。
 - 第2章 法律により設けられる地役権 (Des Servitudes établies par la loi)
- 第649条 法律により設けられる地役権は、国の、市町村の、または個人の実益を 目的とする。
- 第650条 国または市町村の実益のために設けられる地役権は、船舶または筏が航行する河川に沿った歩道地役(marchepied)、道路の建設または補修および国または市町村のその他の工事を目的とする。

この種の地役権に関することは、すべて特別な法律または規則により定められる。

- 第651条 法律は、土地の所有者が相互に結んだ取り決めとは別に土地の所有者に 様々な義務を課す。
- 第652条 前条の義務の一部は、農事警察(police rurale)に関する法律により定められる。

その他の義務は、境界の壁および溝に関し、必要な場合には壁を補強するための裏壁に関し、近隣の土地を見渡せることに関し、屋根の勾配に関し、通行権に関する。

第1節 境界の壁および溝 (Du Mur et du Fossé mitovens)

- 第653条 都市および田舎においては、境界に至るまでの建物の間を分離する壁または流れと庭を分離する壁および畑における囲い地を分離する壁は境界壁とみなされる。但し、反対の証書または証拠があるときはこの限りでない。
- 第654条 壁の先端が一方で水平であって外装面が垂直であり他方が斜めであると きは、隣との境界壁ではない証拠があるものとする。

壁を作るときに築いた塀に付ける屋根(chaperon),屋根と壁の間の雨押さえ石(filet)および石の庇(corbeaux de pierre)が一方の側にしかないときも隣との境界壁ではない証拠があるものとする。

これらの場合においては、壁はもっぱら屋根の庇、雨押さえ石がある側の所

有者に属するものとみなされる。

- 第655条 境界の壁の修理および再建は、それについて権利のある者すべてがそれ ぞれの権利の割合に応じて負担しなければならない。
- 第656条 境界の壁のすべての共同所有者は、境界壁の権利を放棄して壁の修理および再建の分担金の支払いを免れることができる。但し、境界の壁が自己の建物を支えているときはこの限りでない。
- 第657条 すべての共同所有者は、境界の壁に対して梁または根田を構築することができまた54ミリメートル(2プース pouce)まで壁の厚さの梁または根田を構築することができる。但し、隣人が同じ壁に梁を築くことまたはそこに煙突を築くことを望むときは、隣人が壁の半分まで削って減らす権利を損なうことはできない。
- 第658条 すべての共同所有者は、境界の壁を高くすることができる。但し、壁を 高くする者は高くする費用、共通の柵の高さ以上の補修費、さらに高さに応じ てその価格に従った費用の補償金だけは支払わなければならない。
- 第659条 境界の壁がその高さを支える状態でないときは、壁を高くすることを望む者は自己の費用で全体を再建し、且つ厚さを超過する部分は自己の側から持ち出さなければならない。
- 第660条 壁を高くすることに寄与しなかった隣人は、その費用の半分と厚さを超 過するために用いた地面の価格の半分を支払って壁の共有権を取得することが できる。
- 第661条 壁を結合するすべての所有者は、同様に、壁の価格の半分または境界壁を取り戻すことを望む割合の価格の半分および構築されている地面の価格の半分を壁の所有者に償還して壁の全部または一部を取得する権利を有する。
- 第662条 隣人のうちの1人は、他の者の同意なしに境界の壁にいかなる物も打ち 込むことはできずいかなる細工を加えることも支えることもできず、または他 の者に拒否されたときは他の者の権利に有害でない新たな細工に必要な方法を 鑑定人に決定してもらわないで境界の壁に物を打ち込むこともその他の細工を することもできない。
- 第663条 都市およびその周辺においては、誰でもその隣人に対してその都市およびその周辺にあるそれぞれの家屋、庭を分離する柵の設置および補修に協力させることができる。柵の高さは特別な規則または常に認められた慣習に従って定められなければならない。慣習または規則がないときは、将来構築される隣人間を分離する壁は、人口50,000人以上の都市においては屋根の笠石を含めて

32デシメートル以上その他の場所においては26デシメートル以上でなければならない。

第664条 アパートの異なる階が異なった所有者に属しているとき、所有権の証書 に修復および再建の方法が定められていない場合は、修復および再建はつぎの とおり行わなければならない。

大きな壁および屋根はそれぞれの所有者が所有する階の価格に比例してすべての所有者の負担とする。

各階の所有者は自分が歩く床を作る。

- 二階(premier étage)の所有者は自分が登る階段を作る。三階(second étage)の所有者は二階から自分の家に登る階段を作る。以下も同様とする。
- 第665条 境界の壁または家屋を再建するときは、新しい壁または家屋に関して積極地役(servitude active)および受動的地役(servitude passive)は継承される。但し、以前よりも重くすることはできない。時効取得の後に再建するときはこの限りでない。
- 第666条 二つの不動産の間にあるすべての溝は境界の溝とみなされる。但し、これと異なる証書または証拠があるときはこの限りでない。
- 第667条 溝の一方の側だけに盛り土または溝を掘って出た土があるときは、境界 の溝ではない証拠があるものとする。
- 第668条 その溝は、溝を掘って出た土がある側の所有者に属するとみなされる。
- 第669条 境界の溝は、共通の費用で補修しなければならない。
- 第670条 二つの土地を隔てている生け垣は、すべて両側の土地所有者の享有とみなされる。但し、二つの土地の一方だけに柵がありまたはそれに反する証書もしくは十分な事実的な支配があるときはこの限りでない。
- 第671条 現実に存在する特別な規定によってまたは恒常的でよく知られた慣習によって定められた距離をおかなければ、高い幹の樹を植えることは許されない。また特別な規定および慣習がないときは、高い樹については土地の境界線から2メートルの距離をおかなければならずその他の樹および生け垣については50センチの距離をおかなければならない。
- 第672条 隣人は前条の距離より少ない距離に植えられた樹および生け垣を引き抜くように要求することができる。

隣人の樹の枝が突きだしてきた土地の所有者は、隣人にその枝を切るよう要請することができる。

自分の土地に進出してきたものが根であるときは、自分でそれを切り取る権

利を有する。

第673条 境界の生け垣にある樹は、生け垣としての境界であり、双方の土地所有者の一方はこの樹を切り倒すことを要求する権利を有する。

第2節 一定の建物について要求される中間の距離および工事

(De la Distance et des Ouvrages intermédiaires requis pour Certaines Constructions)

第674条 境界の壁であると否とを問わず、その近くに井戸または糞尿だめを掘る者。

そこに煙突または暖炉、鋳造所、かまどまたは炉を作ろうとする者、

壁に沿って家畜小屋を作ろうとする者は

それらの物についての特別な規則または慣習が定める距離をおかなければならず、また隣人に被害を与えないように特別な規則または慣習が定める工事をしなければならない。

第3節 隣人の所有物の眺望 (Des Vues sur la Proprieté de son voisin)

- 第675条 一方の隣人は、他方の隣人の同意なしに、境界の壁にいかなる窓も入り 口も作ることはできず、いかなる方法によっても固定ガラス窓も作ることはで きない。
- 第676条 他人の土地に直接つながっている境界のではない壁の所有者は、その壁 に金網張りの窓および固定ガラス窓を作ることができる。

この窓には鉄格子を付けなければならずその編み目は最大1デシメートルと しまた固定窓の枠を付けなければならない。

- 第677条 前条の窓は1階 (rez-de-chaussée) においては明かりを採るために家の 床または地面から26デシメートル以上に作ることはできず、上層階においては 19デシメートル以上に作ることはできない。
- 第678条 壁と地面の距離が19デシメートルないときは、隣人の土地に囲いがあると否とを問わず、隣地を直視する窓または隣地に張り出したバルコニーもしくはその他類似の突出部を作ることはできない。
- 第679条 前条の距離が6 デシメートルないときは、隣地を横からまたは斜めから 見る窓を作ることはできない。
- 第680条 前2カ条に定められた距離は、入り口が作られた壁の外装面から測り、 隣地に張り出したバルコニーまたはその他類似の突出部があるときは外側の線

から二つの土地の境界線まで測る。

第4節 屋根の勾配 (De l'Égout des tois)

第681条 不動産の所有者は、雨水が自己の土地または公道に流れるような方法で 屋根を作らなければならず、隣人の土地に雨水を流し込むことはできない。

第5節 通行権 (Du Droit de passage)

- 第682条 囲続されている土地で且つ公道へ出る出口のない土地の所有者は、自己 の不動産の利用のために隣地の通行を要求することができる。但し、そのこと によって引き起こされた損害に見合った賠償金を支払わなければならない。
- 第683条 その通路は、囲繞されている土地から公道までの最短距離で合法的に作られなければならない。
- **第684条** しかもその通路は、通行が認められた土地に最も損害が少ない場所に作られなければならない。
- 第685条 第682条に定められた損害賠償訴訟は、時効の対象となる。損害賠償訴訟 が受理されなかったときであっても通行の権利は継続されなければならない。
 - 第3章 人の行為により設けられる地役権 (Des Servitudes établies par le fait de l'homme)

第1節 財産について設けることができる各種の地役権

(Des diveres espèces de Servitudes qui peuvent être établies sur les Biens)

第686条 不動産の所有者は、自己の所有地にまたは自己の所有地のために自己に好ましいと思われる地役権を設定することができる。但し、設定されたその地役権は人に対しても人のためにも強制することはできず、ただ土地に対してまた土地のためにだけ強制することができる。この地役権は公の秩序に反することはできない。

前項で設定された地役権の利用および範囲は、それを設定した証書により定められ、この証書がないときは後に定める規則により定められる。

第687条 地役権は、建物の利用または土地の利用のために設定される。

建物について設定される地役権は、その建物が都市または田舎にあるときでも都市の (urbaine) と称される。

土地について設定される地役権は、田舎の(rurale)と称される。

第688条 地役権は継続的または非継続的とする。

継続的地役権は、その利用が人の実現行為の必要なしに継続する地役権であり、水道管、下水道、眺望およびその他これに類する地役権である。

非継続的地役権は、それを行使するために人の実現行為を必要とする地役権であり、通行権、給水権、放牧権およびその他これに類する地役権である。

第689条 地役権は表見的(apparente) または非表見的とする。

表見的地役権は、外部の工事により現れる地役権であり、門、窓、水路である。

非表見的地役権は、その存在の外部的なしるしをもたない地役権であり、土 地に建物を建造することの禁止または一定の高さまでしか建築してはならない 地役権である。

第2節 地役権の設定方法 (Comment s'établissent les Servitudes)

- 第690条 継続的で表見的な地役権は、証書によりまたは30年の占有により獲得される。
- 第691条 継続的で非表見的な地役権および非継続的で表見的または非表見的な地 役権は、証書によらなければ設定することはできない。

起源のわからない占有は地役権を設定するには不十分である。但し、そのような方法で地役権を獲得することができる地方においては、占有により既に獲得されたこの性質をもった地役権にいまさら異議を申し立てることはできない。

- 第692条 継続的で表見的な地役権に関しては、家父の用途指定 (destination du père de famille) [*地役権設定の方法の一つ。所有者が遺産分割などで土地を分割する際、眺望や水利などの利用のために、分割された土地相互間の用途を指定することで設定される地役権。] は証書に相当する。
- 第693条 現実に二つの土地に分割された土地が同一の所有者に属していたことが 証明されたときでなければまたその物が地役権が生じた状態で所有者から移転 されていたことが証明されたときでなければ、家父の用途指定は認められな い。
- 第694条 2個の土地の間に地役権の表見的な特徴がある2個の土地の所有者が地 役権に関するいかなる契約もなしにそのうちの一つの土地を譲渡したときは、 譲渡した土地について積極的または受動的に地役権は継続する。

- 第695条 時効によって獲得できない地役権に関して地役権を設定する証書は、土 地の所有者が作成した地役権の承認証書(titre récognitif de la servitude)に よらなければ代用できない。
- **第696条** 地役権を設定したときは、それを利用するために必要なすべてのことを 認めたものとみなされる。

他人の水汲み場で水を取る地役権は、当然に通行権を伴う。

第3節 地役権が設定された土地所有者の権利 (Des Droits du propriétaire du fonds auguel la Servitude est due)

- 第697条 地役権を有する者は、それを使用し維持するために必要なあらゆる工事を行う権利を有する。
- 第698条 前条の工事は地役権を有する者が費用を支払い、土地所有者が支払うのではない。但し、地役権設定証書にそれと異なる定めがあるときはこの限りでない。
- 第699条 義務を負っている土地の所有者が自己の費用で地役権の使用または維持 のために必要な工事を行うという証書によって義務を行う場合においても、義 務を負っている土地の所有者は地役権が設定されている土地の所有者に義務を 負っている土地を譲渡して常にその義務から免れることができる。
- 第700条 地役権が設定されていた土地が分割される場合は、地役権はそれぞれの 持ち分に応じて設定されたままである。但し、地役権が設定されている土地の 条件を重くすることはできない。

たとえば通行権に関しては、すべての共同所有者は同一の場所を通って通行 権を行使する義務がある。

第701条 地役権を負っている土地の所有者は、その土地の使用を減じまたはより 不便にする目的をもった行為を一切行うことはできない。

したがって土地の所有者は、現状証明書を変更することもまた地役権の行使 を最初に定められた場所から別の場所に移すこともできない。

但し、その最初の定めが地役権が設定されて土地の所有者にとって負担となるようになったときまたはその定めが有利に修復をなすのに妨げとなるときは、別の土地の所有者に権利を行使するのに適した場所を提供することができる。別の土地の所有者は、それを拒むことはできない。

第702条 地役権を有する者は、証書に従わなければその権利を行使することはできない。地役権の義務がある土地においても地役権を負っている土地において

も最初の条件を加重することはできない。

第4節 地役権の消滅方法 (Comment les Servitudes s'éteignent)

- 第703条 地役権は、土地がもはや使用できない状態になったときに終了する。
- 第704条 地役権は、それを使用できるように土地が回復されたときには戻る。但し、第707条に定められたように地役権の消滅を推定するのに十分な時が経過してしまったときはこの限りでない。
- 第705条 すべての地役権は、地役権の義務がある土地および地役権を負っている 土地が同一の者の所有に併合されたときは消滅する。
- 第706条 地役権は、30年間の不使用により消滅する。
- 第707条 30年の期間は異なった種類の地役権に応じて起算する。非継続的地役権 はその享有をやめた日から起算し、継続的地役権は地役権に反する行為を行っ た日から起算する。
- 第708条 地役権の様式は、それ自体としてまた同一の方法で時効にかかる。
- 第709条 地役権が設定されている土地が複数の者に属する場合, 1人がそれを享 有するときはすべての者に対して時効は成立しない。
- 第710条 共有者の中に未成年者のように時効が進行しない者がいるときは、その 他のすべての者の権利は維持される。
- 第3部 所有権取得の種々の方法 (Des différentes Manières dont on acquiert la Propriété)
- 総則規定 (Dispositions générales)
- 第711条 財産の所有権は、相続、生前贈与または遺言による贈与、債務効果(effet des obligations) により取得され且つ譲渡される。
- 第712条 所有権は、従物の主物への附合 (accession) または編入 (incorporation) により、時効により取得される。
- 第713条 所有者のいない財産は国家に属する。
- 第714条 個人に属さずその使用をすべての者ができる財産がある。 取締規則が前項の財産を享受する方法を定める。
- 第715条 狩りをする権利または魚を釣る権利は、同様に個別の法律により定められる。
- 第716条 埋蔵物の所有権は、自己の土地においてそれを発見した者に属する。埋

蔵物が他人の土地で発見されたときは、半分はそれを発見した者に属し、他の 半分はその土地の所有者に属する。

埋蔵物とは、個人がその所有権を正当化できず且つ全く偶然に発見された隠れたまたは埋もれたすべての物をいう。

第717条 その性質を問わず海に投げ入れられた物,海に投げ返した物,海岸に生えている植物についての権利もまた個別の法律により定められる。

所有者が現れない遺失物についても前項と同様とする。

第1編 相続 (Des Successions)

- 第1章 相続の開始および相続人の占有権 (De l'Ouverture des Successions, et de la Saisine des héritiers)
- **第718条** 相続は、自然死(mort naturelle)および民事死(mort civile)によって 開始される。
- 第719条 相続は、第1部第1編「私権の享有および喪失」という編の第2章第2 節の規定に従って民事死を受けたときから民事死によって開始される。
- 第720条 相続をする複数の者が同一の出来事で死亡しその中の誰が最初に死亡したかを識別できないときは、そのときの事態によって推定して後まで生きていた者を決定し、またそのときの事態がわからない場合は年齢または性によって決定する。
- 第721条 同時に一緒に死亡した者が15歳未満であったときは、年長者が後まで生きていたと推定されなければならない。

同時に一緒に死亡した者が60歳以上であったときは、年少者が後まで生きて いたと推定されなければならない。

同時に一緒に死亡した者が15歳未満と60歳以上であったときは、15歳未満の 者が後まで生きていたと推定されなければならない。

第722条 同時に一緒に死亡した者が15歳以上で60歳未満であって、その年齢が同じであるか年齢差が1歳を超えないときは常に男性が後まで生きていたと推定される。

同時に一緒に死亡した者が同じ性であるときは、自然の順序において相続が 開始されるという後まで生きていた者の推定が認められなければならない。し たがって年少者は年長者より後まで生きていたと推定される。

第723条 法律が正当な相続人の相続順を定める。正当な相続人がいないときは、

財産は非嫡出子(enfant naturel) に受け継がれ、非嫡出子がいないときは生存配偶者に受け継がれる。生存配偶者がいないときは、財産は共和国が受け継ぐ。

- 第724条 正当な相続人は、相続のすべての費用を履行するという義務のもとで、 当然の権利として死者の財産、権利および訴権を受け取る。非嫡出子、生存配 偶者および共和国は定められた手続きで裁判により占有付与をしてもらわなけ ればならない。
 - 第2章 遺産相続について必要な資格 (Des Qualités requises pour succeder)
- 第725条 相続をするためには相続開始のときに生存していることが必要である。 したがって次の者は相続をすることができない。
 - 1. まだ受胎されていない者,
 - 2. 生きて生まれなかった子.
 - 3. 民事死の者。
- 第726条 外国人は、私権の享有および喪失についての編の第11条の規定に従って、 外国人またはフランス人の親族が共和国領土に所有する財産しか相続すること を認められずまたフランス人がその外国人の国で財産を所有する親族を相続す る場合と方法によらなければ相続することを認められない。
- 第727条 次の者は相続する資格がなく、相続から排除される。
 - 1. 故人を殺しまたは殺そうと試みたことにより有罪とされた者.
 - 2. 故人を死刑にあたる誣告として告発した者.
 - 3. 故人の殺害を知っていてそのことを裁判所に告発しなかった成人の相続 人。
- 第728条 故人を殺害した者の尊属および卑属,同一親等の姻族,配偶者,兄弟姉妹,叔父叔母,甥姪は前条の告発をしなかったときでも相続から排除されない。
- 第729条 相続欠格を理由として相続から排除された相続人は、相続開始のときから享有していた果実および収益のすべてを返還しなければならない。
- 第730条 家長の相続を行うことになった相続欠格者の子で代理人の援助がない者は、父の過ちのために排除されない。但し、父はいかなる場合にもその相続財産についてその子の財産の用益権を請求することはできない。但し、法律が父母に用益権を認めている場合はこの限りでない。

第3章 相続のさまざまな順序 (Des Divers ordres de Succession)

第1節 総則 (Dispositions générales)

- 第731条 相続は、後に定める順序と規則に従い、故人の子および卑属、傍系の尊 属および親族に帰する。
- 第732条 法律は、相続財産を規定することにおいて財産の性質も起源も考慮しない。
- 第733条 尊属または傍系の手に帰属したすべての相続財産は二つの平等な部分に 分けられる。その一つの部分は父系の親族に属し、別の部分は母系の親族に属 する。

母系のまたは父系の親族は、父母を同じくする者により排除されない。但 し、第752条に定められたことを除いてその親系においてしか相続できない。 父母を同じくする者は、二つの親系において相続できる。

- 二つの親系のうち一つに尊属も傍系もいないときでなければ、二つの親系の間でのいかなる相続財産の帰属移転もできない。
- 第734条 父系および母系の間で行われた最初の分割は、さまざまな枝系(branche)の間ではそれ以上分割できない。但し、各親系に移転された半分は、最も近親の相続人に属する。なお代襲相続(représentation)の場合については後に定める。
- 第735条 近親関係は世代(génération)の数によって定められる。それぞれの世代は親等(degré)と称される。
- 第736条 親等の繋がりは系を構成する。一つの親等から次の親等へと直接に代が下がる者の親等の繋がりを直系という。一つの親等から次の親等へと代が下がらないが共通の親から代が下がった者の親等の繋がりを傍系という。

直系は卑属の直系と尊属の直系に分けられる。

尊属の直系は親から代が下がった者と親を結びつける系をいう。尊属の直系 は人をそこから代が下がった者と結びつける系をいう。

- 第737条 直系においては、人々の間にある世代と同じく親等を数える。したがって息子は父についていえば第1親等である。孫は第2親等である。逆に息子および孫についていえば父は第1親等であり祖父は第2親等である。
- 第738条 傍系においては親等はある親族から他の親族へと世代によって数える。

第2節 代襲相続(De la Représentation)

- 第739条 代襲相続は法律上の擬制であり、その効果は代襲者を被代襲者の地位、 親等および権利に就かせることである。
- 第740条 代襲相続は直系卑属において無限に行われる。

代襲相続は、故人の子がその故人より前に死亡した者の子と競合する場合であっても、故人の子が故人より前に死亡したときはその子の卑属が同親等または異なる親等である場合であっても、すべての場合に認められる。

- 第741条 代襲相続は尊属には認められない。それぞれの親系においては最も近い 親系の者は遠い親系の者を排除する。
- 第742条 傍系においては、故人の兄弟姉妹の子および卑属が叔父叔母と競合して相続する場合であっても、故人の兄弟姉妹が故人より前に死亡したときは相続がそれらの者の同一親等または異なる親等の卑属に帰属した場合であっても、代襲相続は故人の兄弟姉妹の子および卑属に認められる。
- 第743条 代襲相続が認められるすべての場合において、共通の先祖と系統ごとに 分割相続が行われる。同一の先祖に複数の枝系があるときは、各枝系において 先祖ごとに再分割が行われ、且つ同一枝系に属する者は人数により分割を行 う。
- 第744条 生存する者の代襲相続は認められない。自然死した者または民事死した 者に限って代襲相続は認められる。

相続放棄した者の相続には代襲相続が認められる。

第3節 卑属に与えられる相続 (Des Successions déférées aux Descendants)

第745条 子またはその卑属は、男女の区別なく長子であるか否かを問わず且つ異なった婚姻から生まれたか否かを問わず、その父母、祖父母またはその他の尊属の遺産を相続する。

子またはその卑属がすべて第1親等であってその家長の相続権者であるときは、その人数により平等に相続する。子またはその卑属のすべてまたは一部が代襲相続するときは、子またはその卑属は共通の先祖と系統ごとに相続する。

第4節 尊属に与えられる相続(Des Successions déférées aux Ascendants)

第746条 故人が直系卑属も兄弟姉妹も兄弟姉妹の卑属も残さなかったときは、相 続は父系の尊属と母系の尊属の間で半分ずつに分割される。

最も近い親等の尊属は、その他すべての者を排除してその系に割り当てられた半分を相続する。

同一親等の尊属は、人数により相続する。

第747条 尊属は、与えた物が相続財産のままで存在するときは、その他すべての者を排除して、子孫を残さずに死亡したその子または卑属に与えた物を相続する。

その物がすでに譲渡されていたときは、 尊属は支払われる筈だった金額を受け継ぐ。 尊属は受贈者がもっている物の取り戻し訴訟も相続する。

第748条 直系卑属を残さずに死亡した者の父母がその者より長生きし、その故人が兄弟姉妹または兄弟姉妹の卑属を残しているときは、相続は2等分され、半分は父母が当分に相続する。

他の半分は、本章第5節が定めるように、兄弟姉妹またはその卑属が相続する。

第749条 故人が直系卑属を残さず兄弟姉妹またはその卑属がいる場合、その父または母がすでに死亡しているときは、前条に従ってそれらの者に帰属する割合は、本章第5節が定めるように兄弟姉妹またはその代襲相続人に与えられる半分に併合される。

第5節 傍系血族の相続 (Des Successions collatérales)

- 第750条 子孫を残さずに死亡した者の父母がすでに死亡していたときは、その兄弟姉妹または兄弟姉妹の卑属が、尊属および他の傍系血族を除いて相続する。 兄弟姉妹の卑属は、本章第2節に定められたとおり、自らの権限でまたは代襲相続によって相続する。
- 第751条 子孫を残さずに死亡した者の父母がなお生存するときは、その兄弟姉妹 またはその代襲相続人は相続財産の半分を相続する。父母の一方だけが生存す るときは、兄弟姉妹またはその代襲相続人は相続財産の4分の3を相続する。
- 第752条 前条に従って兄弟姉妹が相続する半分または4分の3の分割は、兄弟姉妹が同じ婚姻から生まれたときはそれぞれ同じ割合で行われる。兄弟姉妹が同

じ婚姻から生まれていないときは、故人の父系と母系の二つの親系の間で半分に分割され、母系の者および父系の者はそれぞれの親系においてのみ相続する。一方の親系だけにしか兄弟姉妹がいないときは、それらの者は、他の親系すべての親族を除いて、全部を相続する。

第753条 兄弟姉妹またはその卑属がいないときでいずれかの親系に尊属もいないときは、生存している尊属が半分を相続し、別の親系の最も近い親族が他の半分を相続する。

同一親等の傍系親族が数人いるときは、人数により平等に分割する。

- 第754条 前条の場合において生存している父母は、自己の所有として相続しなかった財産の3分の1の用益権をもつ。
- 第755条 12親等以上の親族は相続権をもたない。

ある親系において相続権のある親等の親族がいないときは、別の親系の親族 がすべてを相続する。

第4章 変則な相続 (Des Successions irrégulières)

第1節 父または母の財産に関する非嫡出子の権利および子孫なしに死亡した非嫡出子の相続

(Des Droits des Enfants naturels sur les biens de leur père ou mère, et de la succession aux Enfants naturels décédés sans postérité)

- 第756条 非嫡出子は絶対に相続人とはならない。したがって法律は、非嫡出子には、法的に認知された場合でなければ、その死亡した父または母の財産に対する権利を認めない。法律は、非嫡出子にその父または母の親族の財産に対する権利を認めない。
- 第757条 死亡した父または母の財産に対する非嫡出子の権利は次のように定められる。

父または母に嫡出の直系卑属があるときは、非嫡出子は嫡出子が相続すべき 部分の3分の1とする。父または母に卑属がいないで尊属または兄弟姉妹がい るときは、非嫡出子の相続分は半分とする。父または母に卑属も尊属も兄弟姉 妹もいないときは、非嫡出子の相続は4分の3とする。

第758条 父または母に相続できる親等の親族がいないときは、非嫡出子は全財産 を相続する。

- 第759条 非嫡出子が父母より前に死亡したときは、非嫡出子の子または卑属が前数条に定められた権利を要求することができる。
- 第760条 非嫡出子またはその卑属は、父または母から受け取ったすべての物を、本編第6章第2節に定められた規定に従って、要求する権利がある物から控除しなければならない。
- 第761条 非嫡出子またはその卑属は、父または母の生存中に前数条によりそれらの者に与えられた物の半分を受け取り、その父または母から非嫡出子またはその卑属に割り当てられた部分に削減するという明白な意図がはっきりと述べられたときは、異議を申し立てることはできない。

前項の部分が非嫡出子が相続すべき物の半分より少ないときは、非嫡出子は 半分を満たすために必要な追加しか請求することはできない。

- 第762条 第757条および758条の規定は、姦生子または近親関係にある親から生まれた子 (enfant adultérin ou incestueu) には適用されない。 法律は、それらの子には扶養料しか認めない。
- 第763条 前条の扶養料は、父または母の能力、正当な相続人の数および資格を考慮して定められる。
- 第764条 姦生子または近親関係にある親から生まれた子の父または母がその子に 工芸を学ばせたとき、または父母のいずれかがその生存中に扶養料を保証した ときは、その子はその相続に対していかなる異議申し立てもできない。
- 第765条 直系卑属を残さずに死亡した非嫡出子の相続は、その非嫡出子を認知した父または母に帰属する。その子を双方が認知していたときは父または母が半分ずつ相続する。
- 第766条 非嫡出子の父母がすでに死亡しているときは、非嫡出子が父母から受け取っていた財産は、以前のままで存在するときは嫡出子の兄弟姉妹に移転する。それがあるときは取り戻し訴訟または支払うべき譲渡された財産の価格もまた嫡出子の兄弟姉妹に移転する。その他のすべての財産は、非嫡出子の兄弟姉妹またはその卑属に移転する。

第2節 生存配偶者の権利および共和国の権利 (Des Droits du Conjoint survivant et de la République)

- 第767条 死亡した者が相続権のある親等の親族も非嫡出子も残さなかったときは、 死亡した者の相続財産は生存する離婚していない配偶者に属する。
- 第768条 生存配偶者がいないときは、相続財産は共和国が取得する。

- 第769条 相続権を主張する生存配偶者および財産の管理官庁は、限定承認について定められた手続きで財産目録を作成し財産目録に封印をしなければならない。
- 第770条 前条の者は、相続が開始された場所を管轄する第一審裁判所に相続財産 の占有付与(envoi en possession)を請求しなければならない。裁判所は、現 用の手続きで3回の布告と掲示および検察官の意見を聴いた後でなければ請求 について決定することはできない。
- 第771条 生存配偶者は、なお動産を使用することができるが、死亡した者の相続 人が3年以内に現れた場合にはその返還を確実にするために十分な保証を提供 しなければならない。3年が経過したときは、その保証は免除される。
- 第772条 生存配偶者または財産の管理官庁がそれぞれに定められている手続きを 行わなかった場合に、相続人が現れたときは、相続人に対する損害賠償を言い 渡される。
- 第773条 第769条, 770条, 771条および772条の規定は, 死者の親族がいないときは、非嫡出子に適用される。

第5章 相続の承認および相続の放棄 (De l'Acceptation et de la Répudation des Successions)

第1節 承認 (De l'Acceptation)

- 第774条 相続は完全且つ単純に承認されまたは限定承認される。
- 第775条 なんぴともたまたま手に入った相続を承認する必要はない。
- 第776条 婚姻している女性は、婚姻の編の第6章の規定に従って、夫または裁判 所の許可がなければ相続を有効に承認することはできない。

未成年者および禁治産者が手に入れた相続は、未成年者、後見および後見解放の編の規定に従わなければ有効に承認することはできない。

- 第777条 承認の効果は相続開始の日に遡る。
- 第778条 承認は明示によってまたは黙示によってなすことができる。公署証書または私署証書に直系卑属の名義または資格を記載したときは明示的である。直系卑属が承認の意図を必然的に推定する文書を作成し、直系卑属の資格においてしか相続する権利がないという文書を作成したときは承認は黙示的である。
- 第779条 一時的な監視および管理についての単なる保存行為は、直系卑属の名義 または資格が記載されていないときは、相続の承認行為ではない。

第780条 共同相続人の1人が,第三者,共同相続人の全員または数人に相続権を 贈与し,売却し,譲渡したときは,その者について相続承認の効果をもたら す。

次の場合も同様とする。

- 1. 相続人の1人が、無償であっても、共同相続人の1人または数人のため に相続権を放棄したとき、
- 2. 共同相続人全員のために区別なく相続権を放棄したときでも、放棄の代価を受け取ったとき。
- 第781条 相続をすべき者が相続放棄をせずにまたは明示的もしくは黙示的に相続 承認をせずに死亡したときは、死亡した者の相続人は死亡した者の相続権を承 認または放棄することができる。
- 第782条 前条の相続人が相続の承認または放棄について合意しないときは、相続 は限定承認付きで承認されなければならない。
- 第783条 成年は、相続承認がその成年に対して実行された詐欺の結果であった場合でなければ、自分が行った相続の明示的または黙示的承認に異議を申し立てることはできない。成年は、損害を口実として異議を申し立てることはできない。但し、相続承認のときに知られていなかった遺言が明らかになったことにより相続が半分以上減らされた場合はこの限りでない。

第2節 相続放棄 (De la Renonciation aux Successions)

- 第784条 相続放棄は推定されない。相続放棄は、相続開始の郡の第一審裁判所の 書記局においてそのために設けられた特別な登録簿に登録しなければ行うこと はできない。
- 第785条 相続を放棄する相続人は、初めから相続人でなかったとみなされる。
- 第786条 相続を放棄した者の持ち分はその共同相続人に添加される。共同相続人が1人だけのときは、相続を放棄した者の持ち分は次位の親等の者に帰属する。
- 第787条 相続を放棄した相続人は、代襲相続によっては相続できない。相続を放棄した者がその親等においてただ1人の相続人であるときまたはその共同相続人が全員相続を放棄したときは、相続を放棄した者の子が相続人となりそれぞれが相続する。
- 第788条 債権者の権利に反して相続を放棄した者の債権者は、相続を放棄した者 に代わってその地位で債務者の相続権を承認するよう裁判所に許可してもらう

ことができる。

前項の場合、相続放棄は債権の金額に達するまで債権者のためにしか取り消されない。相続を放棄した相続人の利益のためには取り消されない。

- 第789条 相続を承認しまたは放棄する権利は、不動産に関する権利について最も 長い期間で時効にかかる。
- 第790条 相続を放棄した相続人に対して相続承認の時効が成立していない限り、他の相続人がまだ相続承認をしていないときは、相続を放棄した相続人は相続承認をすることができる。但し、時効によりまたは相続人が存在しない相続財産の管理人と有効に行った行為により相続財産について第三者が取得した権利を害することはできない。
- 第791条 婚姻契約によっても生存者の相続放棄を行うことはできず、また生存者が行うことができる権利を放棄することもできない。
- 第792条 相続財産を横領しまたは隠匿した相続人は、相続放棄をすることはできない。その者は相続放棄をしたときでも単純相続人(héritier pur et simple)のままである。但し、横領または隠匿した財産についてはいかなる要求もできない。

第3節 限定承認、その効果および限定承認相続人の義務

(Du Bénéfice d'inventaire, de ses effets, et des Obligations de l'héritier bénéficifiaire)

- 第793条 限定承認によってだけ相続人の資格を要求するという相続人の申し立ては、その相続が開始される郡の第一審民事裁判所の書記課においてなされなければならない。その申し立ては、放棄書面を受け取るための登録簿に登録されなければならない。
- 第794条 前条の申し立ては、訴訟法の規定に従って後に定める期間内に相続財産 についての事実をまげない正確な財産目録に従ってなされなければ効力がな い。
- 第795条 相続人は、相続開始の日から3カ月の期間内に前条の登録をしなければ ならない。

相続人は、相続の承認または放棄を熟考して決定するためにさらに40日の期間をもつ。その期間は目録のために認められた3カ月の期間満了の日から進行し、または3カ月の期間が満了する前に目録を作成したときは目録が終了した日から進行する。

第796条 相続財産の中に傷むことがある物または保存に費用のかかる物があるときは、相続人は、相続する資格において、裁判所にその物の売却を許可してもらうことができる。但し、そのことにより相続を承認したものとはみなされない。

前項の売却は、訴訟法が定める掲示と公表の後に官吏によってなされなければならない。

- 第797条 登録を行い熟考の末決定する期間中は、相続人はその資格を使用することを強制されないし制裁を課す判決を受けることもない。相続人が期間経過後または期間内に相続を放棄したときは、その相続人がその時まで正当に支払った費用は相続財産から支払われる。
- 第798条 期間経過後に相続人に対する訴追がなされたときは、相続人は改めて期間を要求することができ、裁判所は事情に応じて異議申し立てを認めるか否かについて裁判する。
- 第799条 前条の場合において、相続人が死亡を知らなかったことを証明したときまたは財産の状況によりあるいは訴訟が急になされたため期間が十分でなかったことを証明したときは、訴訟の費用は相続財産から支払われる。相続人がそのことを証明しなかったときは、訴訟費用は自分で支払わなければならない。
- 第800条 相続人は、第795条に定められた期間が経過した後でもまた第798条が認めた期間が経過した後でも、目録を作成することができまた限定承認相続人となることができる。但し、相続人が相続証書を作成せずまたは単純相続人の資格において制裁を課す相続人に対する既判力をもった判決が存在しないときはこの限りでない。
- 第801条 相続人が隠匿により有罪とされたとき、故意および悪意で目録に相続財産の記載をしなかったときは、限定承認の利益を失う。
- 第802条 相続の限定承認の効果は相続人に次の特権を与える。
 - 1. 自己が相続した財産の価格までしか相続についての負債を支払わなくて もよいこと。
 - すべての相続財産を放棄して債権者および受遺者に負債の支払いを転化 できること
 - 2. 自己の財産と相続財産を混合しないこと、債権の支払いを要求する権利を持ち続けること。
- 第803条 限定承認相続人は、相続財産を管理しなければならずまた債権者および 受遺者にその報告書を提出しなければならない。

立命館法学 2017 年 4 号 (374号)

限定承認相続人は、直ちにその報告書を提出するよう要請されてその義務を 果たさなかった場合でなければ、自己の財産からの支払いを強制されることは ない。

限定承認相続人は、報告書の検査の後は、未払い残額までしか自己の財産から支払いを強制されることはない。

- 第804条 限定承認相続人は、自分に任されていた管理について重大な過失がなければ責任を負わない。
- 第805条 限定承認相続人は、慣例の掲示と公表の後に、官吏の仲介によらなければ、相続財産の動産を競売によって売却することはできない。

限定承認相続人がその動産を現物で提出するときは、自分の不注意によって 生じた価値の減少または損傷についてしか責任を負わない。

- 第806条 限定承認相続人は、訴訟法が定める正規の手続きによらなければ不動産を売却することはできない。限定承認相続人は、そのことを知らされた抵当債権者にその価格を譲渡しなければならない。
- 第807条 限定承認相続人は、債権者または利害関係のあるその他の者が要求するときは、財産目録に含まれている動産の価格について当を得た支払いをすることができまた抵当債権者に譲渡していない不動産の価格の取り分を支払うことができる保証金を支払わなければならない。
- 第808条 限定承認相続人は、対抗する債権者がいるときは、裁判官が定めた順序 と方法によらなければ支払いをすることはできない。

限定承認相続人は、対抗する債権者がいないときは、債権者および受遺者の 提示する方法で支払う。

第809条 会計報告および未払い金の支払い後に現れなかった対抗する債権者は、 受遺者に対してしか執行を訴えることはできない。

いずれの場合においても、前項の訴えは、会計報告および未払い金の支払いの日から3年の期間で時効にかかる。

第810条 封印がなされたときは、財産目録および会計報告の費用は相続財産から 支払われる。

第4節 相続権主張者不在の相続財産 (Des Successions vacantes)

第811条 財産目録を作成し熟考の末に決定するための期間経過後に相続を要求する者が現れずまた知られた相続人がおらずまたは相続人はいるがその者が相続放棄したときは、その相続は相続権主張者不在とみなされる。

- 第812条 前条の相続開始地の郡にある第一審裁判所は、利害関係人または検察官 の請求にもとづいて相続財産の管理人を1名任命する。
- 第813条 相続権主張者不在の相続財産の管理人は、最初に財産目録により財産の 状態を確認しなければならない。管理人は、それから相続財産についての権利 を行使する。管理人は、自分に対して申し立てられた請求に回答する。管理人 は、権利を保全するために相続財産の中にある現金ならびに動産または不動産 の売却から生じた金銭を国家の収入役事務所に支払い、その報告書を作成しな ければならない。
- 第814条 財産目録の作成、財産管理の方法および限定承認相続人が作成すべき報告書に関する本章第3節の諸規定は、相続権主張者不在の管理人にも共通とする。
 - 第6章 分割および相続財産への持ち戻し(Du Partage et des Rapports)
 - 第1節 分割訴訟およびその手続き (De l'Action en partage, et de sa forme)
- 第815条 いかなる相続人も相続財産を不分割のままでいることを強制されない。 分割の禁止および反対の契約があるときでも分割を請求することができる。 但し、限られた期間、分割を停止する契約を結ぶことはできる。この契約の 期間は絶対に5年を超えることはできないが更新は可能である。
- 第816条 共同相続人の1人が相続財産の一部を別に享有するときであっても分割 を請求することはできる。但し、分割に関する証書があるときまたは時効取得 するために十分な占有がなされていたときはこの限りでない。
- 第817条 未成年のまたは禁治産の共同相続人については、分割訴訟は、親族会が 特別に権限を与えた後見人によって行うことができる。
 - 生死不明の共同相続人については、分割訴訟は占有を付与された親族が行う。
- 第818条 妻が相続した財産を夫婦共有財産としたときは、夫は妻の協力がなくて もその動産または不動産の分割を請求することができる。夫婦共有財産となっ ていない物については、妻の協力がなければ夫はその分割を請求することはで きない。夫がその財産を享有する権利を持っているときは、夫は仮の分割を請 求することだけはできる。

妻の共同相続人は、夫と妻に対して訴訟を起こさない限り確定的な分割を請求することはできない。

第819条 すべての相続人が現存していて且つ成人であるときは、相続財産に封印 を施す必要はなく、利害関係者が適切だと判断する手続きと証書によって分割 を行うことができる。

すべての相続人が現存してない場合、相続人の中に未成年者または禁治産者がいるときは、相続人または第一審裁判所の検察官の請求によりまたは相続が開始された郡の治安判事の職権により、最も短期間に封印を施さなければならない。

- 第820条 債権者もまた,執行名義によりまたは裁判官の許可により,封印を施すよう請求することができる。
- 第821条 すべての債権者は、封印が施されていたときは、前条の執行名義も裁判官の許可もないときでも、封印に異議申し立てをすることができる。

封印の除去および目録作成の手続きは、訴訟法により定められる。

第822条 分割訴訟および分割の実施中に提起された異議申し立ては、相続開始地 の裁判所に対してなされる。

競売の実施は前項の裁判所において行われ、共同分割者間の分け前の保障に 関する請求および分割取り消しの請求は、前項の裁判所において行われなけれ ばならない。

- 第823条 共同相続人の1人が分割の同意を拒んだときまたは分割の実施方法につきもしくは分割を終了する方法につき異議を申し立てるときは、裁判所は簡易事件として裁判しまたは必要があるときは、分割を実施するために1人の裁判官が任命され、報告にもとづいて異議申し立てを裁定する。
- 第824条 不動産の評価は利害関係人が選んだ鑑定人によってなされ、またはそれが拒否されたときは職権によって決定された鑑定人によってなされる。

鑑定人の調書には鑑定の根拠を示さなければならない。調書は評価の対象が 都合良く分割できるかどうか、どのような方法で分割できるかを示さなければ ならず、さらに分割できる場合にはそれぞれの取り分およびその価格を決めな ければならない。

- 第825条 動産の評価は、正規の財産目録に価格査定がないときは、そのことを 知っている人によって増額せずに正当な価格で行われなければならない。
- 第826条 共同相続人は、それぞれその取り分を相続財産の動産および不動産を現 物で要求することができる。但し、差し押さえ債権者もしくは反対者がいると

- き、または共同相続人の多数が債務および負担を返済するために売却が必要だ と判断したときは、通常の手続きで公に売却される。
- 第827条 不動産が都合良く分割できないときは、裁判所において競売の手続きを 取らなければならない。

但し、当事者がすべて成人のときは、当事者は自分たちが選んだ公証人に よって競売が行われることに同意することができる。

第828条 動産および不動産が評価されて売却された後に、必要があるときは、受 任裁判官は当事者が合意する公証人または当事者が選任に同意しないときは職 権で任命した公証人のもとに当事者を差し向ける。

公証人のもとで共同相続人がなすべき計算がなされ、分割する財産の全体が 定められ、各人の取り分が定められ、共同相続人のそれぞれになすべき相続財 産分割給付が定められる。

- 第829条 共同相続人はそれぞれ、後に定める規則に従って、かつて得た贈与および債務者として借りた金額を総体財産に持ち戻す。
- 第830条 共同相続人は、前条の持ち戻しが現物で行われなかったときは、持ち戻しをすべき相続人に対して相続財産の総体から持ち戻しに等しい割合を先取りする。

先取りは、できる限り、現物で持ち戻されなかった物と同じ性質、同じ量および質で行われる。

- 第831条 前条の先取りがなされた後,総体財産の中に残っている物から共同相続 人に平等な取り分または共同相続人の相続財産株分けが行われる。
- 第832条 相続財産の取り分を決めるにあたっては、できるだけ相続財産を細分することを避けまた利用を分割することを避けなければならない。可能であれば取り分の中には同量の動産、不動産、同質で同価値の権利または債権を入れるべきである。
- 第833条 現物分割 (lot en nature) が不平等であるときは償還, 定期金, 金銭によって埋め合わせをしなければならない。
- 第834条 共同相続人の中から選ぶのが適当であり選ばれた者がその任務を承諾したときは、共同相続人の1人が分割を行う。そうでないときは、受任裁判官が任命した鑑定人が分割を行う。

それからくじで決める。

第835条 分割についてのくじを引く前にそれぞれの共同相続人は、分割のやり方に対して異議申し立てをすることが認められる。

- 第836条 分割すべき総体財産の分割について定める規則は、共同相続人の祖先の間でなされる再分割にも適用される。
- 第837条 公証人のもとで行われた法律行為について異議申し立てが生じるときは、 公証人は当事者それぞれの異議および当事者の言う所を調書に作成し遺産分割 について任命された受任裁判官のもとにその調書を送らなければならない。さ らに訴訟法が定めている手続きに従って手続きが進められる。
- 第838条 すべての共同相続人がその場におらずまたはその中に禁治産者もしくは 親権解放された者であっても未成年者がいるときは、遺産分割は、第819条から前条までの規定に従って、裁判所において行われなければならない。分割に 反対の利益を有する複数の未成年者がいるときは、それぞれに特別後見人を任 命しなければならない。
- 第839条 前条の場合において競売が行われるときは、未成年者の財産の譲渡について定められた手続きに従って裁判所で行われなければならない。その競売には常に部外者の参加が認められる。
- 第840条 前数条の規定に従って行われた分割は、親族会の許可を得て後見人により、補佐人の補佐を得て親権解放された未成年者により、生死不明者またはその場にいない者の名により行われたときは、確定的である。前数条の規定に従わなかった分割は仮の分割とする。
- 第841条 死者の親族であっても、相続権を持たない者が共同相続人の1人から相 続権を譲り受けたときは、共同相続人の全員によりまたは1人により、その者 に譲渡の代価を償還して、その者を分割から排除することができる。
- 第842条 分割を行った後は、相続人が手に入れた物に固有の証書が各相続人に渡されなければならない。

分割された所有権の証書は、その大半を有する者のところに残し他の者がそれを要求するときは利害関係のある者に役立てなければならない。

すべての相続に共通の証書は、すべての相続人が保管者として選んだ1人の 者に渡される。但し、要求があるたびに共同相続人に役立てなければならな い。保管者を選ぶことが困難なときは、裁判官によって決定される。

第2節 相続財産への持ち戻し(Des Rapports)

第843条 限定承認相続人であってもすべての相続人は、直接または間接に生前贈与によって死者から受け取った物をすべて共同相続人に戻さなければならず、贈与を自分に取っておくことはできず、また死者によって相続人になされた遺

贈を要求することもできない。但し、贈与および遺贈が先取権および分割外の 部分としてまたは持ち戻し免除として明確に相続人に対してなされていたとき はこの限りでない。

- 第844条 贈与および遺贈が先取権または持ち戻し免除としてなされていたときであっても、相続人は分割に際して処分任意分(quotité disponible)の金額に達するまでしか自分に取っておくことはできない。それを超える額は返却しなければならない。
- 第845条 相続放棄をする相続人は、生前贈与を自分に取っておくことができ、または自己になされた遺贈を任意処分可能な額まで要求することができる。
- 第846条 贈与のときに推定相続人でなかった受贈者で相続開始のときに相続権が ある者は、同様に返却をしなければならない。但し、贈与者がそれを免除した ときはこの限りでない。
- **第847条** 相続開始のときに相続権がある者の子に対してなされた贈与および遺贈は、常に持ち戻しの免除を伴ってなされたものとみなされる。

贈与者の相続に際して父は、返却をする必要はない。

- 第848条 同様に自らの権限で贈与者の相続を行った子は、たとえ父の相続を承認 したときであっても、父に行った贈与を持ち戻さなくてもよい。但し、子が代 襲によってしか相続しなかった場合、子がその相続を放棄したときであって も、父に対して贈与された物を持ち戻さなければならない。
- 第849条 相続権のある者の配偶者に与えた贈与および遺贈は、持ち戻しの免除を 伴ってなされたものとみなされる。

贈与および遺贈が夫婦に共同に与えられそのうちの1人だけに相続権があるときは、その者はその半分を持ち戻さなければならない。贈与が相続権のある配偶者になされたときは、その配偶者はすべてを持ち戻さなければならない。

- 第850条 持ち戻しは、贈与者の相続に対してしか行われない。
- 第851条 持ち戻しは、共同相続人の営業施設のために用いられた物またはその負債の支払いのために用いられた物については義務的である。
- 第852条 扶養,養育,教育,職業訓練の費用,装備の通常の費用,婚礼および贈り物の通常の費用は持ち戻ししなくてよい。
- 第853条 死者と結んだ契約から得ることができた利益についても、その契約が結 ばれたときにその契約からいかなる間接利益も生じなかったときは、持ち戻し する必要はない。
- 第854条 同様にその条件が公正証書に定められていた場合は、死者と相続人のう

- ちの1人の間に不正なしに結ばれた結社についても持ち戻しする必要はない。
- 第855条 偶然の事故により且つ受贈者の過失によらないでなくなった不動産も持ち戻しの必要はない。
- 第856条 持ち戻しの必要がある物の果実および利益は、相続開始の日から持ち戻ししなければならない。
- 第857条 共同相続財産の持ち戻しは、共同相続人から別の共同相続人に対してだけなされればよい。相続の受遺者に対しても債権者に対しても持ち戻しをする必要はない。
- 第858条 持ち戻しは、現物でまたは以前受け取ったものを差し引いてなされる。
- 第859条 不動産については、受贈者がいまだその不動産を譲渡していなかったときで且つ相続において、他の共同相続人にとってほぼ同様な取り分を構成する同質、同価、および妥当な不動産がないときは、その不動産を現物のままで持ち戻ししなければならない。
- 第860条 受贈者が相続開始以前に不動産を譲渡したときは、持ち戻しは、以前受け取ったものを差し引いてなされ、相続開始の時の不動産の価格でなされなければならない。
- 第861条 いずれの場合においても、分割のときに増加した価格を考慮して、その 物を改良した費用は受贈者に対して考慮に入れられなければならない。
- 第862条 同様に、不動産を改良しなかった場合でも不動産を維持するために行った必要な費用は、受贈者に対して考慮に入れられなければならない。
- 第863条 受贈者は、その行為または過失および怠慢により不動産の価格を減じた 被害または破損を考慮に入れなければならない。
- 第864条 受贈者が不動産を譲渡した場合には、買い手が行った改良または破損は 前3カ条に応じて買い手の責任とされる。
- 第865条 返却が現物でなされたときは、財産は、受遺者が作ったすべての負債を 免除して相続財産の総体に集められる。但し、抵当権をもっている債権者は、 債権者の権利につき不正な手段で分割がなされたことについて異議を申し立て るために分割に介入することができる。
- 第866条 不動産の贈与が、任意処分の割合を超えて、持ち戻しを免除して相続人になされたときは、その超過分の制限が他の部分より分けることができるときは、その超過分の持ち戻しは現物でなされる。

超過分の制限が他の部分より分けることができない場合は、超過分が不動産 の価格の半分を超えるときは、受贈者は不動産全部の持ち戻しをしなければな らない。但し、任意処分の価格全体から先取りするときはこの限りでない。この割合が不動産の価格の半分を超えるときは、受贈者は不動産全体を得ることができる。但し、それより少なく得たときおよび共同相続人に現金またはその他で補償したときはこの限りでない。

- 第867条 現物で不動産を持ち戻しした共同相続人は、不動産の維持改良または修繕のために支払った実際の金額の償還までその不動産を占有することができる。
- 第868条 動産の持ち戻しは差引勘定によってしかなされない。持ち戻しは、証書に添付の評価書により、贈与のときの動産の価格基準で行われる。評価書がないときは、正当な価格で増加分なしに鑑定人の評価にもとづいてなされる。
- 第869条 贈与された金銭の持ち戻しは、相続した法定通貨により差し引き勘定で 行われる。

持ち戻しの金高が不十分なときは、受贈者は、支払うべき金額まで動産を放棄して、または動産がないときは、相続した不動産を放棄して法定通貨の返却を免れることができる。

第3節 負債の支払い (Du Paiement des Dettes)

- 第870条 共同相続人は、相続から得た割合いに応じて、相互に相続についての負債および費用を支払わなければならない。
- 第871条 包括名義受遺者は、取得財産に応じて相続人とともに負債および費用を 支払わなければならない。特定名義受遺者は、負債および費用を支払う必要は ないが、遺贈された不動産に関する抵当権訴訟はこの限りでない。
- 第872条 相続財産の不動産が特別抵当権によって定期金を課せられているときは、各共同相続人は、具体的相続分の形成がなされる前に定期金を返済し不動産の拘束がなくなるよう要求することができる。共同相続人が現状のままで相続財産を分割するときは、負担を課せられている不動産は他の不動産と同額で評価されなければならない。全体の価格から定期金の元本が差し引かれる。その具体的相続分がこの不動産である相続人は、定期金の支払いだけをしなければならず共同相続人にその保証をしなければならない。
- 第873条 相続人は、個人的に自己がもらった遺産均等配分について、抵当権はすべてについて、相続の負債および費用を支払わなければならない。但し、共同相続人または包括受遺者が支払わなければならない取り分の割合について共同相続人または包括受遺者に対する異議申し立てはこの限りでない。

- 第874条 遺贈された不動産に課せられている負債を返済した特定名義受遺者は、 相続人および包括名義相続人に対して債権者の権利を代位させることができ る。
- 第875条 包括名義の共同相続人または相続人が抵当権の効果により共通債務について自己の負担部分を超えて支払いをしたときは、共同相続人が債権者の権利を代位した負債を支払った場合であっても、各人が個人的に支払わなければならない部分についてしか他の包括名義の共同相続人または相続人に対して訴えることはできない。但し、共同相続人は、限定承認の効果として他のすべての債権者と同様に自己の債権の支払いを要求することはできる。
- 第876条 包括名義の共同相続人または相続人が弁済不能の場合は、抵当債務 (dette hypothécaire) における自己負担部分は、比例配分によって他のすべて の共同相続人に比例配分して分けられる。
- 第877条 死者に対する執行名義(titre exécutoire)もまた同様に個人的に相続人に対して執行できる。但し、債権者は、相続人個人にまたは相続人の住所にこの名義送達後一週間を経なければその執行を行うことはできない。
- 第878条 債権者は、すべての場合において、他のすべての債権者に対して死者の 世襲財産と相続人の世襲財産との分割を請求することができる。
- 第879条 死者に対する債権について債務者のために相続人の承諾により更改 (novation) が行われたときは、前条の権利はもはや執行することはできない。
- 第880条 死者の債権者の権利は、動産に関しては3年間で時効にかかる。 不動産に関しては、相続人がその不動産を所有している限り訴訟を行うこと ができる。
- 第881条 相続人の債権者は、相続の債権者に対して世襲財産の分割を請求することは認められない。
- 第882条 共同分割者の債権者は、分割が不正に行われることを避けるために、自己の立ち会いなしに分割が行われることに反対することができる。共同分割者の債権者は、自己の費用で、分割に立ち会う権利を有する。但し、共同分割者の債権者の立ち会いなしに分割が行われまた債権者の権利に反して分割が行われた場合のほかは、実行された分割を争うことはできない。
 - 第4節 分割の効果および相続分の保障 (Des effets du Partage, et de la garantie des Lots)
- 第883条 各共同相続人は、単独で相続し且つその相続分に含まれるすべての効果

を相続するとみなされ、競売について分け前として自己が手に入れたものを相続するとみなされるが、相続のその他の財産の所有権については一切もたないとみなされる。

第884条 共同相続人は、それぞれ相互に分割以前の原因によって引き起こされた 侵害および追奪について保証される。

被害を受けた追奪が分割証書に明示された特別条項によって除かれていたときは、前項の保証はなされない。共同相続人が自己の過失により追奪を受けたときは保証はなくなる。

第885条 共同相続人はそれぞれ個人的にその相続分に比例して追奪から生じた損失について共同相続人に弁償しなければならない。

共同相続人のうちの1人が弁済不能のときは、その者が払うべき部分は被保証人および支払可能なすべての共同相続人の間で平等に振り分けられなければならない。

第886条 定期金の債務者の支払能力の保証は、分割後5年間しか行使することがでない。分割が終わった後に初めて保証が行われるときは、債務者の支払不能を理由とした保証はなされない。

第5節 分割に関する取り消し (De la Rescision en matière de partage)

第887条 脅迫または詐欺を理由として分割を取り消すことができる。

共同相続人の1人が相続する財産の4分の1以上の損害を立証するときは、分割を取り消すことができる。相続財産についての単なる遺漏については、取り消し訴訟をすることはできない。但し、分割証書に追加することだけはできる。

第888条 分割取り消し訴訟は、売却、交換および和解またはその他あらゆる方法 を用いることができる場合であっても、共同相続人の間での不分割を中止させ るためのすべての証書に対して認められる。

但し、分割の後または分割証書の代わりとなる証書を作成した後は、この問題について訴訟が起こされていなかったときでも、最初の証書が示していた確かな障害にもとづいてなされた和解に対しては、分割取り消し訴訟は認められない。

第889条 別の共同相続人またはそのうちの1人によって共同相続人のうちの1人 の責任において詐欺なくしてなされた相続権の売却に対しては、取り消し訴訟 は認められない。

- 第890条 損害があったかどうかを判断するためには、分割時の価格に従って財産 を評価する。
- 第891条 分割取り消し訴訟の被告は、原告に現金または現物で相続財産の自己の取り分の追加を提供して、訴訟の進行を止め新たな分割を防ぐことができる。
- 第892条 共同相続人がその取り分の全部または一部を譲渡した場合、その譲渡が 詐欺を知ったまたは脅迫が止んだ後であったときは、詐欺または脅迫を理由と して分割取り消し訴訟を提起することはできない。
- 第2編 生前贈与および遺言 (Des Donations entre-vifs et des Testaments)

第1章 総則 (Dispositions générales)

- 第893条 以下に定める手続きにもとづいて、生前贈与または遺言によらなければ、 財産を無償で譲渡することはできない。
- 第894条 生前贈与の証書とは、財産を受ける受贈者のために贈与者が現実に一定の財産を手放す証書であり、贈与者はその証書を取り消すことはできない。
- 第895条 遺言の証書とは、遺言者が死亡したときに自己の財産の全部または一部 を遺贈する証書であり、遺言者はその証書を取り消すことができる。
- 第896条 生前贈与または遺贈における恵与処分(substitution)[*恵与者が恵与の受益者に対して、恵与財産を保全し、その受益者の死亡に際して予め恵与者が指定した別の受益者に恵与物を与える義務を負担させること]は禁止される。

贈与者,指定相続人(héritier institué), 受遺者が保管しまたは第三者のために返却しなければならない取り決めは,贈与者,指定相続人,受遺者に対して無効である。

- 第897条 父母, 兄弟姉妹に容認される本編第6章に定められた規則は前条の例外 とする。
- 第898条 第三者が贈与、相続、遺贈を受けることを約束する取り決めは、贈与者、 指定相続人、受遺者がそれを受けなかったときは、恵与処分とはみなされず有 効とする。
- 第899条 1人に用益権を与えまた1人に所有権だけを与える生前贈与または遺言の取り決めもまた有効とする。
- 第900条 すべての生前贈与または遺言の取り決めにおいて不可能な条件,法律または風俗に反する条件は,記載されていないものとみなされる。

第2章 生前贈与または遺言による処分もしくは受領の資格

(De la Capacité de disposer ou de recevoir, par Donation entre-vfs ou par Testament)

- 第901条 生前贈与または遺言は、健全な精神(sain d'esprit)のもとで行われなければならない。
- 第902条 法律が無能力者であると宣告している者を除いてすべての人は、生前贈与によりまたは遺言により財産を処分しまたは受領することができる。
- 第903条 16歳未満の未成年者は、本編第9章に定められたことを除いて、財産を 処分することは絶対にできない。
- 第904条 16歳に達した未成年者は、遺言によらなければ且つ法律が成年者に認めている半分までしか財産を処分することはできない。
- 第905条 婚姻している女性は、婚姻の編の第217条および219条に定められたこと に従い、夫の立ち会いもしくは夫の特別な承諾がなければまたは裁判所による 許可がなければ、生前贈与をすることができない。

婚姻している女性が遺言によって財産を処分する場合には、夫の承諾も裁判 所の許可も必要ではない。

第906条 生前贈与を受領するためには、贈与のときに母の胎内にいれば十分である。

遺言によって財産を受領するためには、遺言者の死亡時に母の胎内にいれば 十分である。

但し、子供が生きて生まれなかったときは生前贈与も遺言も効力をもたない。

第907条 未成年者は、16歳に達していても遺言によってもその財産を後見人のために処分することはできない。

未成年者が成年に達したときでも、後見人の確定的会計報告が事前に作成され且つ会計監査を受けていなかったときは、生前贈与または遺言により以前後見人であった者のために財産を処分することはできない。

前2項の場合、後見人であるまたは後見人であった未成年者の尊属は除外される。

- 第908条 非嫡出子は、生前贈与によっても遺言によっても相続の編で非嫡出子に 認めているもの以上の財産を受領することはできない。
- 第909条 死者が病気のときに治療した医師、外科医師、学位のない特別免許の医

師(officier de santé),薬剤師は,死者が病気の間に自分たちのために行った 生前贈与または遺言による財産を受けることはできない。

但し、次のことは除外される。

- 1. 処分者の資力および行われた業務を考慮して特別なものとしてなされた 報酬としての生前贈与または遺言による処分行為。
- 2. 死者に直系の相続人がなく医師、外科医師などが4親等までの親族であるときは、すべての生前贈与または遺言による処分行為。但し、自分のために財産を受けた者が相続人の中に入っているときでも財産を受けることができる。

司祭 (ministre de culte) についても前項と同様の規則が適用される。

- 第910条 救済院または市町村にいる貧者または公益施設のための生前贈与もしく は遺言による財産の処分は、政府の命令により認められた範囲でなければ効力 がない。
- 第911条 無能力者のための財産処分は、有償契約の形で偽装されたときでもまた 名義貸与人の名前でなされたときでも、すべて無効である。

無能力者の父母、子供、卑属、配偶者は名義貸与人とみなされる。

第912条 外国人のためには財産処分をすることはできない。但し、その外国人がフランス人のために財産を処分できる場合はこの限りでない。

第3章 処分できる財産の部分および縮小 (De la Portion de Biens disponibles, et de la Réduction)

第1節 処分できる財産の部分 (De la Portion de bieins disponibles)

- 第913条 その者の死亡の際に嫡出子が1人しかいない者は、生前贈与によっても 遺言によっても処分者の財産の半分を超えて恵与することはできず、2人の嫡 出子がいるときは3分の1を超えることはできず、3人以上の嫡出子がいると きは4分の1を超えることはできない。
- 第914条 前条には、子の名のもとに親等を問わずすべての卑属が含まれる。但し、 財産を処分する者の相続に関して代襲相続をする子については数人であっても 1人とみなされる。
- 第915条 子が1人もいないときでも死者に1人または複数の父方および母方の直 系尊属がいるときは、その者の財産の半分を超えて処分することはできず、父 方または母方だけに直系尊属がいるときは財産の4分の3を超えて処分するこ

とはできない。

前項のように尊属のために残された財産は、法律が相続人と定めている順序で相続される。傍系尊属と競合する分割について法律が定めている財産の処分任意分を引き渡さない場合は、直系尊属は残された財産に対する権利をもつ。

- 第916条 死者に尊属も卑属もいないときは、生前贈与または遺言による財産の処分はその財産の全部を使うことができる。
- 第917条 生前贈与または遺言による財産処分が用益権または終身年金であって処分できる財産の処分任意分を超えるときは、法律によりその者のために留保している相続人は、その財産処分権を行使するか処分任意分の所有者から放棄させるかの選択権を有する。
- 第918条 終身年金の負担を条件としてまたは終身年金を受けることを条件としてまたは用益権を留保して直系の相続人の1人に譲渡された財産の所有権の価格は、処分できる財産の処分任意分から控除される。それを超える処分任意分は、財産全体に返還しなければならない。この控除および返還は、その譲渡に同意した別の相続人が請求することはできず、いかなる場合でも傍系の相続人が請求することもできない。
- 第919条 処分任意分は、生前贈与または遺言により贈与者の子またはその他の相続人に全部または一部を贈与することができる。但し、財産処分が先取分または相続分の外として明白にされているときは、相続人となった受贈者または受遺者は財産を返還する必要はない。

贈与または遺贈が先取分または相続分の外であるという届出は、財産処分を含む証書によってまたは生前贈与もしくは事後に遺言による財産処分の形式で行うことができる。

第2節 贈与および遺贈の縮小 (De la Réduction des Donations et Legs)

- 第920条 処分任意分を超える死亡を原因とする生前贈与は、相続開始のときの処分任意分に縮小されなければならない。
- 第921条 生前贈与による処分任意分の縮小は、法律がその財産の処分を留保している相続人またはその承継人だけが請求することができる。受贈者、受遺者、 死者の債権者は、処分の縮小も縮小による利益も請求することはできない。
- 第922条 縮小は贈与者または遺言者の死亡時に存在していた全財産の総体を構成 して決定される。贈与のときの財産の状態および贈与者の死亡のときの財産の 価格にもとづいて生前贈与によって処分された財産が併合される。その財産か

- ら負債を控除した後、相続人の身分を考慮して、贈与者が処分できた処分任意 分がどれだけであるかその財産全部が計算される。
- 第923条 遺言による処分任意分に含まれるすべての財産の価格を使い尽くした後でなければ生前贈与を縮小することはできない。この縮小を行う場合、最終の贈与を最初に縮小し、最終の贈与から古い贈与に遡って縮小がなされる。
- 第924条 縮小できる生前贈与が相続人の1人に対して行われたときは、その財産が同一の性質であるときは、その相続人は贈与された財産について自分が貰うべき割合の価格を、相続人として処分できない財産に中に取っておくことができる。
- 第925条 生前贈与の価格が処分任意分を超えるときまたは同一であるときは、遺言による財産処分はすべて無効とされる。
- 第926条 遺言による財産処分が処分任意分を超えまたは生前贈与の価格を差し引いた後に残る処分任意分を超えるときは、縮小は按分比例で(au marcs le franc)行われなければならない。但し、包括遺贈(legs universels)と特定遺贈(legs particuliers)を区別してはならない。
- 第927条 遺贈者がある遺贈を他の遺贈よりも優先させることを明らかに表明したすべての場合においては、その優先選択が行われなければならない。その対象である遺贈は縮小されてはならない。但し、他の遺贈の価格が法律の定める条件を満たさないときはこの限りでない。
- 第928条 その年に縮小の請求がなされたときは、受遺者は遺贈者の死亡の日から 処分任意分を超える果実を返還しなければならず、そうでないときは請求の日 から返還をしなければならない。
- 第929条 縮小の結果として取り立てられる不動産は、受贈者がその不動産について設定した負債または抵当の負担とはならない。
- 第930条 縮小または返還請求訴訟は、贈与の一部であり受贈者が譲渡した不動産の第三取得者に対して行われ得る。同様の方法で受贈者自身に対しても行うことができるしその財産について事前の話し合いを行うこともできる。この訴訟は、最も新しい譲渡から古い譲渡へと譲渡の日付の順で行われなければならない。

第4章 牛前贈与 (Des Donations entre-vifs)

第1節 生前贈与の手続き (De la Forme des Donations entre-vifs)

- 第931条 生前贈与の記載があるあらゆる証書は、契約の通常の手続で公証人の面前で作成されなければならない。その原本をそこに残しておかなければならず、それがなされなかったときは無効とする。
- 第932条 生前贈与は、それが明らかな言葉で承諾された日以後でなければ贈与者 を拘束しないしいかなる効果も生じない。

前項の承諾は、贈与者が生存中は後に公正証書によって行うことができ、その原本を残しておかなければならない。但し、承諾を証明する証書が贈与者に通知された日以後でなければ贈与者に対して生前贈与は効力を生じない。

第933条 承諾は、受贈者が成人であるときは、本人によってまたは本人の名において本人の委任状をもっている代理人によって作成されなければならない。委任状にはその贈与を承諾する権限または将来行われる数個の贈与を承諾する一般的権限が記載される。

前項の委任状は公証人の前で作成されなければならない。一通の謄本を贈与の原本または別の証書によって作成された承諾の原本に添付しなければならない。

- 第934条 婚姻している女性は、婚姻の編第217条および219条の定めに従い、夫の 同意がなければ贈与を承認することはできず、夫が同意を拒否したときは裁判 所の許可がなければ贈与を承認することはできない。
- 第935条 後見解放されていない未成年または無能力者に対してなされた贈与は、 未成年、後見および後見解放の編第463条に従ってその後見人によって承認されなければならない。

後見解放された未成年者は、保佐人の立ち会いのもとで承認することができる。

但し、後見を解放されたか否かを問わず未成年者の父母または父母が生存しているときでもその他の尊属は、未成年者の後見人または保佐人でなくても未成年者のために承認することができる。

第936条 書くことができる聾唖者は自らまたは代理人によって承認することができる。

前項の聾唖者が書くことができないときは、未成年、後見および後見解放の

- 編の規定に従って承認のために任命された保佐人によって承認がなされなければならない。
- 第937条 救済院, 市町村にいる貧者, 公益の施設のためになされた贈与は, そのことが正式に許可された後に, 市町村の行政官または施設の支配人によって承認されなければならない。
- 第938条 正式に承認された贈与は、当事者の合意のみによって完全になる。贈与された物の所有権は受贈者に移転し、その他の引き渡しは必要ではない。
- 第939条 抵当権が設定されている財産の贈与の場合は、贈与と承諾を含む証書の登記および承諾が別の証書になされているときは承諾の通知を含む証書の登記が、その財産がある郡の登記所でなされなければならない。
- 第940条 前条の財産が妻に贈与されたときは、夫の請求によって登記がなされなければならない。夫がこの登記を履行しないときは、妻は裁判所の許可なしに登記をすることができる。

贈与が未成年者、禁治産者または公の施設に対してなされたときは、後見人、保佐人または施設の支配人の請求によって登記がなされなければならない。

- 第941条 登記がないときは、利害関係をもつすべての者が異議を申し立てることができる。但し、登記をさせなければならない者またはその承継人および贈与者は、異議申し立てをすることができない。
- 第942条 未成年者,禁治産者,既婚の女性は,承諾または贈与の登記がなかったことに対して返還しなくてもよい。但し,万一の場合,後見人および夫が支払い不能の場合であっても,返還することなしにその後見人または夫に対して訴えをすることができる。
- 第943条 生前贈与は贈与者が現在もっている財産に限られる。生前贈与が将来の 財産を含んでいるときは、将来の財産については無効とされる。
- 第944条 実施の条件が贈与者の意思のみによる生前贈与は無効とする。
- 第945条 贈与のときに存在していた以外の債務または贈与証書もしくはその証書 に添付すべき報告書に示された以外の債務を履行するという条件でなされた贈 与も無効とされる。
- 第946条 贈与者が贈与に含まれる財産または贈与した財産ついて定められた一定 の金額を自由に使うことを留保した場合,贈与者がそれを使わずに死亡したと きは、それと反対の契約条項および取り決めがあるときでも、当該財産または 金額は贈与者の相続人に属する。

- **第947条** 前4条の規定は本編第8章および9章に定められた贈与には適用されない。
- 第948条 動産の贈与証書は、動産の評価証書に贈与者および受贈者またはそれらの者のために承諾する者が署名して贈与証書の原本に添付しなければ効力がない。
- 第949条 動産または不動産の贈与者には動産または不動産の享有または用益権の 享有を自分のために留保しまたは他人に自由に使わせることが認められる。
- 第950条 動産の贈与が用益権を留保してなされたときは、受贈者は、現物で存在する贈与された財産を用益権の期限が満了したときに受け取らなければならない。受贈者はもはや存在しない財産については、贈与者またはその相続人に対して評価証書に記されている価格の限度まで訴訟をすることができる。
- 第951条 贈与者は、受贈者だけが先に死亡したときのためにまたは受贈者および その卑属が先に死亡したときのために、復帰権(droit de retour)[*無償で 移転された物を相続によって、それを移転した者またはその卑属に復帰させる 権利。次条参照。]を契約で明記することができる。

この復帰権は贈与者のためにしか明記することはできない。

第952条 復帰権の効果は、贈与された財産の譲渡を取り消し、あらゆる負担や抵当権なしにその財産を贈与者に戻すことである。但し、受贈者である配偶者のその他の財産が十分ではなくまた贈与がこれらの権利および抵当権が生じる同一の婚姻契約によってなされた場合には、夫婦財産契約により夫婦の一方から他方に与えられた財産(dot)および夫婦財産制約定書(convention matrimoniale)の抵当権はこの限りでない。

第2節 生前贈与の取り消し不可能の原則に対する例外

(Des Exceptions à la règle de l'Irrévocabilité des Donations entre-vifs)

- 第953条 生前贈与は、贈与を実施する条件の不履行、忘恩行為(ingratitude)および子の出生のためでなければ取り消すことはできない。
- 第954条 条件の不履行による取り消しの場合は、贈与者に返還される財産は受贈者のあらゆる負担および抵当権に拘束されない。贈与者は、贈与された不動産の第三取得者に対し受贈者自身に対して有するあらゆる権利をもつ。
- 第955条 生前贈与は、以下の場合でなければ忘恩行為を理由として取り消されない。

- 1. 受贈者が贈与者の生命に危害を加えようとした場合.
- 2. 受贈者が贈与者に対する暴力,軽罪または重大な侮辱で有罪とされた場合.
- 3. 受贈者が贈与者に対して扶養料を拒んだ場合。
- 第956条 条件の不履行による取り消しまたは忘恩行為による取り消しは、当然の 権利としては行われない。
- 第957条 忘恩行為による取り消し請求は、受贈者が贈与者に対して責めを負う軽 罪の日からまたは贈与者がその軽罪を知った日から1年以内に申し立てられな ければならない。

贈与者は前項の取り消しを受贈者の相続人に対して請求することはできず, 贈与者の相続人も受贈者に対して請求することはできない。但し、贈与者が, 訴訟を起こさずにまたは軽罪が犯された年に死亡したときは、贈与者の相続人 は受贈者に対して取り消しを請求することができる。

第958条 忘恩行為による取り消しは、受贈者が行った譲渡を害しないし、贈与の対象に課せられている抵当権およびその他の現物負担をも害しない。但し、すべてのことは、第939条が定めている登記のほかに登記以前に取り消し請求の原本についてなされた場合に限る。

取り消しの場合においては、受贈者は、取り消し請求のときに譲渡された物の価格および取り消し請求の日からの果実を返還しなければならない。

- 第959条 婚姻のための贈与については、忘恩行為を理由とする取り消しはなされない。
- 第960条 子または贈与のときに現存している卑属のいない者が行った生前贈与は、贈与の価格にかかわらずまたその名義にかかわらずまたその贈与が相互にまたは報酬としてなされたかにかかわらずまた婚姻のためになされたかにかかわらず、贈与後に生まれた贈与者の嫡出子または贈与を行った後に生まれた後の婚姻による非嫡出子の準正により完全に取り消すことができる。但し、尊属が配偶者にまたは一方の配偶者が他方の配偶者に行った贈与はこの限りでない。
- **第961条** 前条の取り消しは、贈与者の子が贈与のときに母の胎内にいたときでも 行うことができる。
- 第962条 受贈者が贈与された財産を所有したときでも、また子の出生後に贈与者がそれをそのままにしておいたときでも贈与は同様に取り消すことができる。 但し、受贈者は、子の出生または後の婚姻による子の準正が令状その他の相当な手続きをふんだ証書によって受贈者に通知された日からその性質がいかなる

『1804年ナポレオン民法典』(3)(中村)

ものであっても受け取った果実を返還しなければならない。また贈与した財産を取り戻す訴えがその通知より後になって初めてなされたときであっても果実を返還しなければならない。

- 第963条 正当に取り消された贈与に含まれる財産は、受贈者の債務および抵当に 拘束されないで、贈与者の法的総資産(patrimonie)に戻されなければなら ず、受贈者の妻の嫁資、取り戻しまたはその他の婚姻契約への返還に充当され る。その贈与が受贈者の婚姻のためになされ且つ婚姻契約の中に入っていると きであってもまた贈与者が保証人として婚姻契約の履行につき義務があるとき でも同様とする。
- 第964条 上記のように取り消された贈与は、贈与者の子の死亡によってもいかなる追認行為によっても復活することもないし新たな効力をもつこともない。贈与が取り消された者の子の死亡前または後に、贈与者が同じ受贈者に同様の贈与を望むときは、新たな処分行為によらなければ贈与をなすことはできない。
- 第965条 子の出生のために贈与の取り消しを放棄する条項または契約は、無効と されいかなる効力も発生させない。
- 第966条 受贈者、その相続人もしくはその承継人、またはその他の贈与された財産の占有者は、贈与者の死後の子であっても贈与者の最後の子の出生の日から起算して30年間その財産を所有した後でなければ、子の出生による贈与の取り消しに必要な時効に対抗することはできない。この期間は法律が定める中断の場合はこの限りでない。